



市民が主役のまちづくりを 布目ゆきお市政直便

2018年3月17日

NO.49

【編集・発行】
長野市議会議員・布目裕喜雄
布目ゆきお後援会
長野市安茂里小市 1-4-10 ☎227-3537

3月市議会 質問より

小・中学校のトイレ改修 計画的に早期実施を

耐震補強がほぼ完了している学校施設の次なる大きな課題の一つは、児童数の減少等を見据えたトイレ改修・洋式化とエアコン整備です。

とりわけ、「臭い、汚い、暗い」の3Kとされる学校のトイレ改修及び洋式化は、「トイレで用を足せない」子どもたちの心身の成長と安全安心な学校生活環境の充実の観点から”待ったなし”の緊急課題です。

地元の松ヶ丘小学校のトイレ改修の先送りに伴う市教委への緊急要望、特別委員会で視察した古牧小学校校長からのトイレ改修の切なる要望などを踏まえ、トイレの改修・洋式化の計画的全面実施を強く求めました。



57 棟・45.2%の校舎で未改修

H29年度当初で、建築後30年以上のトイレがある校舎は126棟、内57棟(45.2%)が、体育館では13棟のうち10棟(76.9%)が未改修です。財源確保がネックとなり、毎年改修を重ねているものの追いつかない状況にあります。

トイレ洋式化率は48.1%

洋式便器は4,294基のうち2,064基で、洋式化率は48.11%。市内の学校トイレの洋式化はS60年代から始まり、H25年頃からは各トイレに和式便器1基を残して洋式便器を設置する形に変遷。今後は、全て洋式便器による整備を予定するとしています。

未改修トイレの現状を調査し、改修方法や目標年次等を検討

市教委は、未改修トイレの整備について「施設老朽化に伴う臭気や漏水が生じている施設もあることから、改めて各学校の現状を調査し、配管を含めた全面改修か、便器の洋式化のみで対応できるかを分類し、H32年度までに策定する学校施設長寿命化計画との整合を図り整備することを基本にしたい」と答弁。

今後の見通しでは「優先順位をつけて随時改修していく」と答弁するにとどまりました。

要するに、現段階ではトイレ改修の完了目標年次が定まっていないということです。

後手に回っている感が否めません。

長寿命化計画と同時に トイレ改修計画の策定を

トイレ改修が進まない学校では「トイレに行けない子」が放置されかねないことが懸念されます。経費の3分の1を支援する国の補助金が認められない場合は、市の単独事業で実施することも必要でしょう。

市教委が改めて取り組むとする現状調査と改修方法の分類化の動向を見極め、引き続き、速やかに目標年次を定めた整備計画の策定を求めています。



エアコン設置は「現市長の任期中に完了めざす」

小中学校へのエアコン整備もまた“待たなし”の課題です。

79校ある小・中学校へのエアコン整備には、約40億円かかるという試算を示し、「PFI事業など整備手法等を広く検討し、できるだけ早期に実現したい」との考え方を示してきました。

新年度では学校に温湿計を設置し調査することに。調査実施後の整備の展開・見通しとともに、市長の選挙公約でもあったことから、市長2

期目任期中に実現・完了させる決意があるのかを質しました。

教育委員会・教育次長の答弁ですが、「できるだけ早期に経済的かつ効率的な整備に向けて工夫し、現市長任期中の完了を目指したい」と初めて目標時限を明確にしました。

任期中ということはH33年(2021年)秋までに完了させるということです。事業が進むことを大いに期待したいと思います。

…スパイラルでの児童の重大事故…

教訓生かし、学校現場に再発防止策の徹底を

昨年1月27日、長野冬季五輪のボブスレー・リュージュ競技施設であるスパイラルで、地元浅川小学校3年生の課外学習として行われた「リュージュ体験学習」において、参加した児童が左脛を開放骨折する重大事故が発生していました。治療に1年余を有し、神経に後遺症が残る重大事故です。しかも、救急搬送されたにもか

かわらず、体験学習は中断・中止されることなく継続されていました。

市教委が「重大事故」として調査を始めたのは事故から4か月後。初動体制をはじめ、文部科学省が定めた「学校事故対応に関する指針」に基づき、適切かつ十分な対応を学校現場に徹底するよう質しました。

3月3日付の信濃毎日新聞の報道より

リュージュ体験 児童大けが 長野・スパイラルで地元小学校

長野市のそり競技施設「スパイラル」で2017年1月、地元の浅川小学校3年生がリュージュを体験した際、1人が左脚を開放骨折する大けがをしていったことが2日分かった。同日の市議会一般質問で取り上げられた。児童は後遺症があるという。事故後も学校側は催しを続けており、市教委は「(事故が起きた場合の対応を)事前に打ち合わせしていなかった。反省点だ」と説明し、「校外学習で重大事故が起きないよう、未然防止に努める」と述べた。

質問した布目裕喜雄氏(改革ながの市民ネット)や市教委によると、事故は17年1月27日に発生。3年生(80人)の児童らが氷の張られたコースを、1人乗りのリュージュ用のそりで滑走。1人が転倒

し、救急搬送された。重大事故が起きた際の対応を定めた文部科学省の指針に基づき、浅川小は同年5月、教職員や事故現場に居合わせた児童らへの聞き取りなどの「基本調査」を始めた。

熊谷久仁彦・市教育次長は答弁の冒頭に陳謝。事前にそりへの乗り方を指導しており、当日は地域住民や保護者らの支援も受けていたため、「安全に体験できると認識していた」と説明した。

小学校でのいじめ事案…初めての「重大事態」として 第三者調査委員会の設置に力尽くす

市内小学校で初めて「重大事態」として認識し対応するいじめ事案が明らかに。

第三者委員会による調査・検証が、被害児童・保護者にしっかり寄り添い、公正、適切、真摯に

行われること、市教委として学校現場に対し、いじめの未然防止・早期発見、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ事案への適切・迅速な対応の徹底を図ることを求めてきました。

市立公民館のコミュニティセンター化を質す

市教育委員会では、社会教育法第 20 条に基づき設置・運営されている市立公民館(全 29 館)を社会教育法の適用を除外し、市長部局の所管となるコミュニティセンター(略称・コミセン)に移行させる方針を固め、新年度では 6 月議会に条例案を提出し、モデル事業に着手したいとしています。

拙速に進めないよう釘をさす



戦後、社会教育法に基づき、長きにわたり社会教育、生涯教育の拠点として中心的な役割を担ってきた公民館の位置付け・

機能の見直しは、これまで公民館が果たしてきた役割をしっかりと評価・検証した上で、慎重に進めるべきであると考えます。

なぜなら、社会教育法の適用を除外する規制緩和により、社会教育・生涯学習の拠点としての役割が希薄にならないかを懸念するからです。拙速に進めないことを強く求めました。

営利目的の利用は制限を

コミセン化の大きな特徴は、社会教育法が禁止する「営利目的の事業」の制限を緩和することです。

営利目的を含む民間開放により、地域の団体利用が弾き飛ばされてしまい、地域コミュニティの拠点としての機能が損なわれてしまうことが極めて危惧されます。

私は、住自協や地域の団体のまちづくりに資

する営利活動への利用開放は「是」としますが、原則的に民間事業者の営利目的事業は排除すべきであると考えます。

条例制定にあたり、民間の営利目的事業の利用を明確に制限すべきと質しました。

「地域づくり・生涯学習の推進を最優先、営利活動は制限する」

教育次長は、「条例・規則において施設利用の目的を明確に示すとともに、地域づくり、市民福祉の向上、生涯学習の推進を最優先とし、営利活動のための施設利用や販売行為などについて制限を設けていく」「併せて、運営審議会や運営委員会を引き続き設置し、住民本位の運営を原則とする」と答弁しました。

6 公民館と(仮称)コミュニティセンターの比較

	公民館	(仮称)コミュニティセンター
設置主体	教育委員会事務局 家庭・地域学びの課	市長部局
設置根拠	長野市立公民館条例 長野市立公民館条例施行規則	(予定)長野市コミュニティセンター条例 長野市コミュニティセンター条例施行規則
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
メリット	・社会教育法の適用により、営利目的としない講座を受講できる ・住民の身近な所で学習機会が得られる	・利用制限の緩和(地域づくりに係わる物品の有償提供が可能(許可制)) ・学習事業に加え、地域づくり活動など、利用の幅がひろがる ・住民の身近な所で学習機会が得られる
デメリット	・営利を目的とした活動の禁止(社会教育法 第23条) ・資格取得を目的とした講座がない	・公民館を利用していた団体(同好会、サークル)の活動時間に影響が生じる可能性がある ・名称を変更することで、住民に不安感が生じる可能性がある

“学び”を通したまちづくりの拠点として住民本位で運営されるよう、条例制定、モデル事業をしっかりとチェックしていく所存です。

【表は教育委員会の資料より】

7 公民館からコミュニティセンター移行で可能となる内容

内容	公民館	コミュニティセンター
地域で採れた野菜などの有償提供(物販) (住自協で企画した特産物等)	×	○
学習の場として提供(要:保護者) ※冷房設備のある部屋での学習利用	×	○
企業による地域貢献に関する内容の研修会や会議等の利用(会社、個人営業商店等含む)	×	○ (有料による貸し館)
介護予防・日常生活支援総合事業等に活用 (例:介護予防クラブ活動やコミュニティカフェなど)	×	○
地域の発展に繋がる有料イベントの開催 (著名人等の有料講座、講演会の開催)	×	○ (有料による貸し館) ※住自協主催は無料

※コミュニティセンターへ移行した後も利用できない内容

- ・公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる利用
- ・施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる利用

条例の目的に沿った利用(地域づくり)に限る。

4 課題(地域・住民のニーズへの対応)

地域・住民ニーズ

- ・公民館で地域づくりに繋がる物販をしたい
- ・放課後の学習の場として利用したい等

市立公民館

現在の公民館では対応できない。

社会の変化に対応した、住民の使いやすい施設としてのあり方を検討する必要がある

※地域住民や市議会から、地域コミュニティ活動の拠点として、現在の公民館の管理基準を緩和し、誰もが利用しやすい施設への移行の要望がある。

【目指す施設】

住民にとってより有効に使える施設、地域づくりに役立つ施設、引き続き生涯学習が推進できる施設

生涯学習も推進しながら、地域や住民のニーズに対応するには、

施設利用における社会教育法の適用除外

「市民総元気予算」…新年度予算1,499億5千万円

3月市議会定例会に提案されたH30年度一般会計当初予算案は総額1,499億5,000万円、対前年度当初比で12.1億円、0.88%増です。

合言葉は「ながのベジライフ宣言」と「カンバック to ながの」

「市民総元気予算」と銘打ち、健康・予防の推進や福祉の充実、「ながのベジライフ宣言」と「カンバック to ながの」を合言葉に、子どもから高齢者まで、全ての市民の皆さんが、元気で、ともに生き生きと暮らしていける“ながの”を実現する予算と位置付けています。

放課後の居場所の有料化など 元気削がれる負担増も

新年度では、放課後子ども総合プラン(児童センター・こどもプラザ)の有料化、介護保険料の引き上げ(基準額で5,670円に、180円、3.3%の増)、さらには、国民健康保険事業の県域化により、H30年度は保険料が据え置きされるものの、H31年度、H33年度にそれぞれ0.3%(一世帯当たり4,300円)引き上げを盛り込んだ「第1期財政健全化計画」が策定されました。

国保や介護の市民負担増は、国の制度設計によるもので、地方自治体としては進めざるを得ないところがあります。しかしながら、市独自に暮らしのセーフティネットを拡充させていくことも問われています。

「市民総元気予算」が掛け声倒れにならないよう、厳しくチェック、提言していきます。

長野市の2018年度の主な事業 (万円)

【健康増進】	
■ ながのベジライフ宣言事業 (新)	330
■ 小学校で「運動サーキット」普及(新)	20
【移住・定住促進】	
■ 親元就農者支援 (新)	600
■ 転入者子育て交流会 (新)	17
■ 大学立地支援 (新)	25億6,500
【産業振興】	
■ まちなか空き店舗解消プロジェクト (新)	654
■ インバウンド推進	7,277
■ 中条地区にジビエ肉処理加工施設整備	5億100
【公共施設再編】	
■ (仮称)篠ノ井総合市民センター建設	21億5,700
■ (仮称)芹田総合市民センター建設	3億3,100
■ (仮称)中条総合市民センター設計、用地取得	8,622
【その他】	
■ パスロケーションシステム導入(新)	1,987
■ 特別支援学級などにタブレット端末導入 (新)	38
■ 猫収容施設設計 (新)	180
■ 環境美化啓発	501

まちづくりアンケート…「利用しやすい公共交通の構築」がトップに

H29年度まちづくりアンケートで、「住みよい長野市をつくるため、特に力を入れるべきだと思う施策」に、「バス・鉄道など利用しやすい公共交通の構築」が33.6%でトップに浮上しました。

市民の足を守る…地域公共交通の利便性の向上と利用促進は喫緊の課題です。

バス・ロケーションシステム導入へ

新年度、スマホによるバス・ロケーションシステム(路線バスが今、何処にいるかがわかるサービス)の導入が県との共同事業で実現する運びとなりました。求め続けてきた施策です。路線バスやコミバスの乗換案内として機能する「信州ナビ」と連動して利便性の向上につながることを大いに期待するものです。

パーク&ライドの推進へ

公共交通への乗り換えを図る基盤整備として「パークアンドライド」が有効です。バス停に近く駐車場が広いスーパーや量販店などと連携

し、商品券の購入による駐車スペースの確保といったウィンウィンの関係となる仕組みをつくることを提案しました。「実現に向け具体的な検討を進める」と答弁されました。

ノーマイカー運動の具体化迫る

できるだけマイカーに依存しない暮らしに向け、9月を「公共交通利用促進月間」と位置づけ、県のノーマイカー運動と連携して、事業者だけでなく市民参画を促す取り組みを広げること、くるるポイントを特別に付加する「もう2回バス乗車運動」を具体化することなどを求めました。具体化に向けて力を尽くす所存です。

市民が主役、幸せ実感できるまちづくりを

